

西東京市多文化共生推進指針策定検討委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西東京市多文化共生推進指針策定検討委員会の会議(以下「会議」という。)の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人の定員は、会議会場の広さ等を勘案して西東京市多文化共生推進指針策定検討委員会委員長(以下「委員長」という。)がその都度定める。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴届(様式)に住所及び氏名を記入の上、事務局に提出しなければならない。

2 傍聴の承認は、会議開催予定時刻の15分前から先着順とする。ただし、会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が前条で定める定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決する。

(傍聴席に入ることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他危険なものを所持している者
- (2) 会議の妨害となる器物等を携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) テープレコーダー、カメラ、ビデオカメラ等を携帯している者
- (5) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(職員の指示)

第6条 傍聴人は、すべて事務局の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの要領の規定に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。